

讀賣新聞

2012年(平成24年)

3月25日曜日

〒530-8551 大阪市北区野崎町5-9 電話(06)6361-1111(代) www.yomiuri.co.jp

お泊まりデイの事業所数		火災通報装置などを義務付ける場合の判断基準
札幌市	未把握	日常的に宿泊サービスを行い、宿泊者のうち「要介護3」以上の人人が半数を超えることが想定されれば
東京都	253	宿泊サービスを月に5日以上実施していれば
横浜市	46	平均宿泊者数のうち「要介護3」以上の人人が半数を超える。サービス実施の頻度も考慮
名古屋市	調査中	宿泊スペース上の定員が、昼間の利用定員の半数を超える。サービス実施の頻度も考慮
京都市	2	サービス実施の頻度と、利用者の要介護度の両方を考慮して
大阪市	30	平均宿泊者数のうち「要介護3」以上の人人が半数を超える
堺市	8	長期宿泊者がいれば
神戸市	未把握	長期宿泊者がいる場合、その人の要介護度を考慮して判断
広島市	未把握	市内での開設は確認しておらず、具体的な対応指針はない
福岡市	62	消防法施行令の規定上、義務付ける必要はない」と判断

通所介護施設

消防庁新年度にも
自治体で差是正

お泊まりデイ防火基準統一

全国に拡大している宿泊サービス付きの通所介護事業所「お泊まりデイ」を巡り、総務省消防庁は、火災通報装置など防火設備の設置に関する全国統一の指導基準を、2012年度中にも策定する方針を決めた。従来は明確な基準を示していないなかため、各消防の指導は、特別養護老人ホームなどの入所施設と同等の防火設備を求めるところから、一切求めないとこれまでバラバラで、介護業者や各消防から改善を求める声が出ていた。

同庁は12年度、自治体や介護業者から意見を聞いたうえで、有識者も交え、お泊まりデイに適用する消防法の見直し作業を進め、介護施設の防火設備を巡る方針で、指導基準の策定も並行して行う。

お泊まりデイの取り扱いも並行して行う。長崎県大村市のグループホームで高齢者7人が死亡した火災(06年)を受けて改正された消防法施行令で、特

別養護老人ホームや短期宿泊サービス内容などを総合的に判断し、場合によっては特養並みの設備の設置を指導するよう通知した。

ただ通知では、具体的な判断基準が示されず、当時関東地方で広まりつつあったお泊まりデイの取り扱いも触れられなかった。このため各消防は、独自の基

泊用のショートステイ施設に、火災通報装置や火災報知機の設置を義務付けた。これに対し、通所介護事業所については従来通り、床面積に応じた段階的な設置義務にとどめる一方、各消防には、個々の事業所のサービス内容などを総合的に判断し、場合によっては特養並みの設備の設置を指導するか判断しているが、神戸市や京都市は基準がない」とする自治体もある。福岡市のように、「設置を義務付ける必要はない」とする自治体もある。

お泊まりデイを全国展開する介護業者は、「例えば東京の基準は一目瞭然だが、内容が違い、何が正しいかわからない」と指摘。自治体の消防担当者らからも、「国からあいまいな通知をいくら出されても、判断に困る」との声が出ていた。総務省消防庁予防課は「基準がまちまちなことがまさに問題。法令見直しの中できちんとした指針を示していただき」としている。

準でお泊まりデイに対応せざるを得なくなっている。

読売新聞が東京都と全国の主な政令市の計10自治体に取材したところ、最も厳しい基準を設けているのは東京都で、宿泊サービス実施日が月5日以上の事業所に一律、火災通報装置や火災報知機を義務化。東京消防庁の担当者は、「お泊まりデイの利用実態はショートステイとほぼ同じ。指導基準があいまいだと実効性が伴わない」と説明する。

西日本では、大阪市が、宿